

BusiNest「新事業展開コース」利用者募集要項

中小企業大学校東京校内にて運営しています創業・新事業支援施設 BusiNest（ビジネス）では、BusiNest「新事業展開コース」利用者について、随時お申込みを受け付けております。

BusiNest「新事業展開コース」は、新規事業の立ち上げや首都圏へ新たな販路開拓を目指している法人へ様々な支援サービスを提供するコースです。募集内容の詳細については、下記をご覧ください。

記

1. 新事業展開コース利用者（以下「利用者」と略す。）の資格

次の①～⑤のいずれかに該当し、かつ BusiNest からの支援を受けようとする者であって、公序良俗に反しない事業に取り組んでいる、又は取り組もうとしている者

但し、申込以前に BusiNest 会員（「無料コース」を除く）であった者や法人は新たにご利用のお申込みをいただくことはできません。

- ① 新たな事業展開を検討、計画している設立後 2 年以上の法人
- ② 具体的に新たな事業展開に向けて活動している設立後 2 年以上の法人
- ③ 第二創業を目指している設立後 2 年以上の法人
- ④ 首都圏や海外への新たな販路開拓を検討、計画している設立後 2 年以上の法人
- ⑤ 具体的に新たな販路開拓に向けて活動している設立後 2 年以上の法人

上記①～⑤のいずれの場合も、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（「反社会的勢力」）を除く。

2. 利用期間

1 年間。

更新基準を満たす場合は 1 回更新可。

○更新基準の主な内容

- ・利用者の利用期間中の新事業活動や支援受入実績
- ・支援の必要性、実行可能性

3. 支援の内容

利用者ごとに専属で配置する BusiNest アドバイザー（支援担当者）が、利用者に対して、新たな販路開拓計画の作成や営業活動などに関する「販路開拓スキームづく

り」の支援を行います。

支援とは、利用者の販路開拓活動の代行や新規事業の立ち上げを代行することではありません。利用者の様々な相談に応じ、一緒に悩んで、新たな販路開拓の構築に向けた対策を練ったり、新規事業立ち上げへの道筋を定めたりすることです。また、基本的な経営知識の提供や土業等の専門家への橋渡しをすることです。

4. 基本利用料（税込み）

1年目 10,000円/月

2年目 20,000円/月

5. スペース利用料（税込み。電気料も含む）

利用者は希望により、新規事業立ち上げや販路開拓活動のための一時期に限り、スペースを利用することができます。

ただし、スペース利用希望者が提供可能なスペースの数を超過した場合は、BusiNest職員が抽選を行いスペース利用者の決定をさせていただきます。

なお利用にあたっては、毎月以下の利用料を基本利用料に加えてお支払いください（消費税込み。電気料も含む）。

ブースオフィス 2,000円/月

個室（小） 4,000円/月

個室（中） 8,000円/月

※ブースオフィスには、机、椅子が常備されております。

6. 利用料の振込

利用料の初回振込は、2ヵ月分の利用料を機構が指定する日時までに、機構が指定する口座に振り込んでいただきます。

BusiNest は賃貸施設ではありませんので保証金は不要です。スペースも使用貸借でのご利用となります。

利用者の判断で専門家から支援を受ける際は有料となります。

なお、利用料は利用期間中変更となる場合もありますので、予めご了承願います。

7. 申込受付期間

随時受付いたします。

8. 申込受付方法

所定の申込書を下記の Web ページよりダウンロードの上、必要書類と併せてメールもしくは郵送・持参にてご提出ください。

申込書、その他必要書類は、以下のホームページよりダウンロードしてください。
<https://businest.smrj.go.jp/course/sales/>

【電子メール提出の場合（推奨）】

businest@smrj.go.jp

※メール提出の場合、添付ファイル容量上限は **7MB** です。

メールが事務局に届かない場合の申込は無効となります。

【郵送・持参の場合】

〒207-8515 東京都東大和市桜が丘 2-137-5 東大和寮 3階 BusiNest

※**郵送・持参の場合につきましては、申込書の署名欄に必ず自著**してください。

電子メール提出の場合は署名欄への記入は不要です。

なお「BusiNest 利用規約」及び「BusiNest 新事業展開コース利用細則」を必ずご確認の上、お申込みを行ってください。

9. 利用者の決定方法

申込書を受理した後、面接を行い、新規事業立ち上げへの意欲、事業内容及び支援の実行可能性等を確認した上、機構での審査により利用者として決定します。

事業内容等により、利用者とならない場合があることをご承知おき下さい。

※ 審査結果に関する個別の問い合わせは、一切受付いたしません。

○利用者決定の際の主な審査事項の内容

- ・新たな販路開拓または新事業展開への意欲度
- ・支援の必要性、実行可能性
 - ※ BusiNestにて支援の実行不可能なビジネスは「農業」「医業・歯科医業」「連鎖販売取引ビジネス」などです。
- ・販路開拓支援または新事業展開の実現可能性
- ・面談への出席可能性
- ・人物（人間性・価値観）、健康面 等

10. 問い合わせ及びお申し込み先

BusiNest（ビジネスト）「新事業展開コース」担当者

〒207-8515

東京都東大和市桜が丘 2-137-5

中小企業大学校東京校東大和寮 3階 BusiNest

電話：042-565-1195 F A X：042-565-1205

e-mail：businest@smrj.go.jp